

ニュース時事能力検定試験 公開会場における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2022年10月17日

特定非営利活動法人日本ニュース時事能力検定協会

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日策定（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定以下、「対処方針」という。）に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請を受けた特定非営利活動法人全国検定振興機構作成の「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年12月7日改定）」に基づき、ニュース時事能力検定試験の公開会場試験における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針において、「三つの密」を徹底的に避けることなどをはじめとして、基本的な感染予防対策の徹底を行うとされていることを踏まえて、本ガイドラインは試験会場を設置・運営する場合の基本的事項を定め、具体的な感染予防対策を規定する。

特定非営利活動法人日本ニュース時事能力検定協会（以下、「当協会」）は、本ガイドラインに則り、会場となる施設や受検者の特性等も考慮したうえで、新型コロナウイルスの感染予防に取り組む。

試験を実施するかどうかの判断にあたっては、緊急事態宣言緊急事態宣言の発令や解除等の動向を注視し、引き続き、試験が実施される会場が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて、適切に対応する。

なお、本ガイドラインに関しては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等公的機関の今後の対処方針変更や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2.リスク評価

当協会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、受検者や試験運営に係る者（以下、「試験運営関係者」という。）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策について検討する。また、その対策については、受検者や試験運営関係者に事前に周知徹底する。

①飛沫感染のリスク対策

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。

②接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

③地域における感染状況のリスク対策

試験実施地域で感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することや中止する必要がある可能性がある。

3.感染症対策の実施

感染症対策として、受検者や試験運営関係者に対して①発生源対策、②感染経路講じ対策を講じ、周知徹底する

①発生源対策

【前日までの確認】

発熱・咳・咽頭痛等の症状ある場合や過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合等は、来場を見合わせることを徹底する。

【当日確認】

当日受検者本人もしくはその保護者より、37.5度以上（または平熱比1度超過）の発熱があると申告があった場合、もしくは軽度であっても咳などの症状がある場合は、会場への入場を制限する。

【発症時対策】

試験実施中に発熱等の症状が出たと受検者本人より申告があった場合は、速やかに別室に隔離し受検を中止して帰宅させ、部屋の換気を行う。

また、緊急連絡先を確認すると共に、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることを周知する。保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

上記に加えて、試験運営関係者に対して下記の対策を講じ、周知徹底する。

- ・受検者に対して申込時に取得した緊急連絡先を含む個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知する。また、取得した個人情報は当面の間、1ヶ月以上を目安に管理・保存を徹底する。
- ・受検者の健康管理や発熱・咳等の症状があった場合の具体的な対応を周知する。
- ・試験運営関係者に発熱・咳等の症状があった場合は、速やかに別室に隔離して試験運営業務を中止して帰宅させ、部屋の換気を行うとともに、代替りのスタッフがその業務を行えるよう準備する。
- ・マスクを持参し業務中は必ず着用する。マスクは鼻から顎まで覆い、顔にフィットさせ隙間なく着用する。受検者にも正しいマスクの着用を促す。
- ・ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。
- ・受検者同士の密集や大声での会話についての注意を喚起する。
- ・受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔を空けた整列を促す。
- ・試験問題など資料配布の際は受検者と直接接触しないように注意する。

②感染経路対策

飛沫感染と接触感染を防ぐために、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促し、消毒

液の設置を行うと共に、不特定多数が接触する可能性があるものに対する下記の対応を行う。

- ・ドアノブ・机・椅子などの定期的消毒を徹底する。

具体的には、試験受付開始前に消毒し、半日に1度程度の定期的消毒を行う。ただし、同一教室で別の試験を開催するなど、異なる受検生がその教室を使用する場合は、時間間隔を問わず、新たな受検生の受入れ開始前に消毒を行う。

- ・共用の布タオルやハンドドライヤーは使用しないよう措置する。

- ・トイレは定期的消毒に加えて、トイレの蓋を閉めて洗浄するよう表示する。

- ・受付やトイレなどの行列ができる可能性がある場所には、最低1メートルの間隔を空けて整列させる。

4.集団感染対策の実施

感染が一旦収束した地域にあっても、試験会場は「3つの密」となりやすい場所であることに変わりなく、当協会は試験の規模や形態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、受検者や試験運営関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を検討する必要がある。

特に「三つの密」①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

①密閉空間に関する対策（換気の徹底）

換気は、窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（1時間に2回以上、1回に5分間以上窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓のない部屋においては常時入り口を開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合には換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めるようにする。

換気は当該試験会場の配置などにより状況が異なるため、試験会場、試験運営本部、保護者控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場管理責任者と十分に確認する。

なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である

②密集場所に関する対応（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は最低1メートル空けることを推奨しており、可能な限り身体的距離を確保する。

また、試験開始や終了、休憩などの入室や退室については、時間の間隔をあけるなどして、受検者が密集しないように配慮する。

③密接場面に関する対応（マスクの着用）

検定試験会場においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうるので、飛沫感染防止のため、受検者や試験運営関係者は、基本的には、常時マスクを着用することが求められる。マスクを持参し

ていない受検者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合はマスクを外し、換気や受検者間に十分な距離を保つなどの対応が必要となる。

ロビーや休憩スペースに受検者や試験運営関係者が密集したり、大声で会話したりしないように注意する。検定試験実施の時間帯により、控室等で昼食とる場合は、ドアノブ・机・椅子などを使用前後に消毒して換気を行い、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、座席は最低 1メートル空け、食事時の飛沫感染を防止するために、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの注意喚起を行う。

5.受検者への周知

- ・来場時のマスクの着用を義務付け、公式ホームページや受検票等であらかじめ告知する。マスクは鼻から顎まで覆い、顔にフィットさせ隙間なく着用するよう、受検者へ促す。
- ・以下に該当する場合は受検を控えるようあらかじめ告知する。
 - 検定当日朝に各自検温を行い、37.5度以上（または平熱比1度超過）の発熱があった場合
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合（その後、自宅待機期間が解除されている場合を除く）
 - 過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめ告知する。

※本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等公的機関の対処方針変更や感染拡大の動向等を踏まえ、令和3年8月4日、10月23日、令和4年1月21日、10月17日に改定した。

